

令和2年3月24日

保護者各位

沖縄県立八重山高等学校
校長 仲舂 盛順
(公印省略)

本校における卒業の認定に関する規定改訂について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本校教育活動に御理解・御協力を賜り心より感謝申し上げます。

みだしの件につきまして、本校における卒業に関する規定を下記のとおり改訂します。

卒業の認定に係る重要な改訂ですので、各ご家庭におかれましても確実に周知していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 単位認定及び進級・卒業の認定に関する規定

第5章 卒業 第20条

現 行	改訂後
第20条 次の条件を満たす生徒は卒業を認定する。 本校の定める教育課程をすべて履修し、修得科目(総合的な学習の時間、特別活動は除く)の総単位数 <u>86</u> 単位以上を修得していること。	第20条 次の条件を満たす生徒は卒業を認定する。 本校の定める教育課程をすべて履修し、修得科目(総合的な <u>探究</u> の時間、特別活動は除く)の総単位数 <u>74</u> 単位以上を修得していること。

2 改訂日については令和2年4月1日とする。

なお、平成30年度及び平成31年度(令和元年度)入学生に対しても適用する。

3 留意点

- ・この規定の改訂は、新学習指導要領の完全実施に向け、科目名及び卒業単位数を見直したものである。
- ・未修得科目に関しては、追加認定考査等を継続実施します。

各ご家庭におかれましても、卒業後、御子息に不都合が生じないよう単位修得に向け御指導をお願いします。